都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年3月11日



記

- 都市計画の種類
 千歳恵庭圏都市計画公園
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1)変更する部分
 - ①名称 2・2・8 新町東公園 位置 千歳市花園 2丁目の一部
 - ②名称 2・2・58 祝梅3号公園 位置 千歳市旭ヶ丘3丁目の一部 (縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 3 縦覧場所 千歳市企画部まちづくり推進課

千歳恵庭圏都市計画公園の変更 (千歳市決定)

都市計画公園に2・2・8号 新町東公園ほか1公園を次のように変更する。

種別	名 称		位置	面積	備考
	番号	公園名	15.	田 惧	加 与
街区公園	2 • 2 • 8	新町東公園	千歳市花園2丁目	約 0.17ha	広場、植栽、 遊具
街区公園	2 • 2 • 5 8	祝梅3号公園	千歳市旭ヶ丘3丁目	約 0.32ha	遊具等

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

新町東公園は、近隣の街区内に居住する者の利用に供することを目的とした公園として昭和43年に都市計画決定されたが、今般、本公園に隣接する道の駅サーモンパーク千歳の再整備事業の実施に伴う土地利用計画の変更により、位置、区域及び面積を変更するものである。

また、祝梅3号公園については、旭ヶ丘地区の地籍確定に伴い面積を変更するものである。

